通達甲(総. 企. 庶)第3号 平成26年3月20日 存 続 期 間

各 所 属 長 殿

総 務 部 長

警視庁後援名義等使用承認要綱の制定について

このたび、別添のとおり、警視庁後援名義等使用承認要綱を制定し、平成26年4月1日から 実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

## 警視庁後援名義等使用承認要綱

## 第1 目的

この要綱は、部外団体等が主催する講演会、講習会、交通安全運動等の各種行事等(以下単に「行事等」という。)について、行事等の主催者から「警視庁」の後援名義等の使用に係る申請があった場合の承認基準及び承認手続について必要な事項を定め、もって「警視庁」の後援名義等の適正かつ効率的な取扱いに資することを目的とする。

#### 第2 後援名義等の使用承認基準

- 1 「警視庁」の後援名義等の使用を承認することのできる行事等は、後援名義等の使用が警察業務の推進に資すると認められるもので、次の要件を満たすものに限る。
- (1) 公序良俗に反しないものその他社会的に非難又は誤解を受けるおそれのないもの
- (2) 宗教的又は政治的な性質を有していないもの
- (3) 営利を目的とせず、公正性又は公平性に疑念を抱かせるおそれのないもの
- 2 前1に該当する行事等であっても、金銭、物資、労力等の援助を伴うものである場合には、 この要綱による承認は行わないものとする。

## 第3 後援名義等の使用承認手続

- 1 申請の受理
- (1) 「警視庁」の後援名義等の使用に係る申請の受理は、その行事等に関連する警視庁本部 の各主管課において行うものとする。
- (2) 行事等の主催者から前(1)の申請の申出を受けた警視庁本部の各主管課長(以下「主管課長」という。)は、当該主催者に後援名義等の掲載を希望するポスター等の刊行物又はその複写とともに、別記様式の「後援名義等使用申請書」を提出させるものとする。

#### 2 上申

行事等の主催者から前1の申請を受理した主管課長は、当該行事等が前第2に規定する使用承認基準を満たしていると認める場合は、主管部長の意見を添えて総務部長(企画課庶務係経由)に上申するものとする。

#### 3 承認

総務部長は、前2による上申を承認することが妥当であると認める場合は、「警視庁」の 後援名義等の使用を承認するものとする。

## 第4 「警視庁」以外の名義に対する使用承認について

警視庁本部の各部若しくは各課又は各警察署の後援名義等の使用に係る申請の受理は、当該

後援名義等に係る警視庁本部の各課(各部の後援名義等の使用に係る申請の受理の場合は、その行事等に関連する各主管課)又は各警察署において行い、前記第2に規定する使用承認基準に準じて、各部長又は各所属長が承認するものとする。ただし、後援名義等の使用形態が特異であると認められるもの又は後援名義等の使用に対する社会的反響が大きいと認められるものについては、併せて総務部長(企画課庶務係経由)の承認を得るものとする。

警 視 総 監 殿

申請者 住所 団体等名 代表者職・氏名 印 電話

# 後援名義等使用申請書

下記の行事等について、後援名義等の使用を申請します。

記

- 1 主催者及び行事の概要
- 2 後援名義等の使用を申請する理由
- 3 後援名義等の掲載を希望する刊行物等の種類、発行部数等
- 4 後援名義等の使用期間
- 5 他の団体等の後援名義等が同時に使用される場合は、その団体等名
- 6 参考事項

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。